

令和8年度しまくとうば普及促進事業費補助金募集要領（再公募）

1 趣旨・目的

各地域でしまくとうばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を支援することにより、沖縄文化の基層であるしまくとうばの継承・発展を図ることを目的とする。

2 公募の対象となる事業

本事業では、次の区分における、各地域でしまくとうばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を公募する。

(1) 教育機関との連携し児童生徒を対象とした取り組み

《対象となる取組の一例》

- ・学校の総合学習や課外活動における出前講座等の実施
- ・組踊、琉球舞踊、島唄、空手等の伝統文化を通して、しまくとうばに触れる機会を創出する取り組み
- ・学校等で配布するしまくとうば普及ツールの制作に関する取り組み

(2) 地域コミュニティの活性化に資する取り組み

《対象となる取組の一例》

- ・各地域における講座やシンポジウム等の開催
- ・しまくとうばサークル等の開催に関する取り組み
- ・地域単位でのしまくとうばによる組踊、琉球舞踊、島唄等の公演やコンテスト等の開催

(3) 県民がしまくとうばに触れる機会の創出に関する取り組み

《対象となる取組の一例》

- ・親子または祖父母と参加できる体験型の取り組み
- ・しまくとうばによる各種上映会、公演、展覧会等
- ・テレビやラジオ等のマスメディアを活用した普及促進に関する取り組み
- ・SNSやWEBを活用した普及推進に関する取り組み

(4) しまくとうばに関するテキストや研究文献の発刊等、各種文字資料の充実等、保存に資する取り組み

※ただし、当該補助により整理された各種文字資料については、県の実施する「しまくとうばアーカイブ事業」におけるHP等において、公開することを前提とする。（公開の範囲（タイトルのみ、内容も可等）については個別に調整させていただきます。）

(5) その他、しまくとうばの普及推進に資する取り組み

3 補助対象事業者

この補助金は、沖縄県内に事務所をおき、地域でしまくとうばの普及推進に取り組んでいる団体等を対象とする。

4 補助対象経費

人件費（手当は除く）、賃金（イベント開催のための一時的なもの）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

5 補助額等

- (1) 上限額：100万円
- (2) 補助率：補助対象経費の10分の8以内

6 対象事業の実施期間

令和8年7月〇日（交付決定日以降）～令和9年2月26日（金）

※実績報告提出まで含む。

7 募集期間

令和8年7月2日（木）～令和8年7月13日（月）

8 応募に際して必要な書類

（※申請書に押印は不要ですので、メールにて提出ください。）

- | | |
|------------------|----|
| (1) 様式1 事業概要 | 1通 |
| (2) 様式2 事業スケジュール | 1通 |
| (3) 様式3 事業積算書 | 1通 |
| (4) 様式4 提案者の概要 | 1通 |
| (5) 団体の会則、規則等 | 1通 |

9 応募後のスケジュール

(1) 選定

応募のあった提案について、庁内に設置する選定委員会における選定を経て決定する。

(2) 交付決定

選定された提案について、団体から県へ交付申請書を提出後、県より交付決定通知を送付する。

10 その他の留意事項

- (1) 書類作成について、疑問がある場合には下記問合せ先へ確認すること。
- (2) 募集期間終了後に、応募内容について、実現可能性や実行性等を確認するため、県の担当者等から必要に応じてヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) しまくとぅばの普及推進にどう効果があるのかを重視するため、様式1の提案事業の概要について具体的かつ詳細に記入すること。なお、選定の際は、新規の取組について優先する。
- (4) 採択された場合は、補助対象事業者名、事業内容などを一般（沖縄県ホームページ等）に公表する。

11 応募書類の提出、問合せ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2 9階

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課しまくとぅば普及推進室 担当 高良

TEL:098-894-7882

e-mail:takarahi@pref.okinawa.lg.jp